

第 7 4 7 号  
平成28年10月10日 発行

# 天理市公報

発行 天 理 市  
編集 総務部総務課

## 目 次

条 例	番号	頁数
・天理駅前広場条例	35	2
・天理市空家等対策協議会条例	36	5
・天理市立公民館条例の一部を改正する条例	37	5
規 則	番号	頁数
・天理市保育の利用に関する規則の一部を改正する規則	33	6
・大和都市計画事業山の辺第一工区土地区画整理事業保留地処分規則の一部を改正する規則	34	6
・天理市観光物産センター条例施行規則の一部を改正する規則	35	7
・天理駅前広場条例施行規則	36	7
・天理市文化センター条例施行規則の一部を改正する規則	37	15
・天理市建設工事執行規則の一部を改正する規則	38	15
訓令甲	番号	頁数
・天理市臨時職員等取扱要綱の一部改正	8	15
告 示	番号	頁数
・公示送達について	313	15
・公示送達について	314	15
・放置自転車等の保管について	315	16
・放置自転車等の保管について	316	16
・放置自転車等の保管について	317	17
・放置自転車等の保管について	318	17
・放置自転車等の保管について	319	17
・放置自転車等の保管について	320	18
・放置自転車等の保管について	321	18
・放置自転車等の保管について	322	19
・放置自転車等の保管について	323	19
・放置自転車等の保管について	324	19
・放置自転車等の保管について	325	20
・放置自転車等の保管について	326	20

・放置自転車等の保管について	327	21
・違反広告物の保管について	328	21
・放置自転車等の保管について	329	21
・放置自転車等の保管について	330	22
・放置自転車等の保管について	331	22
・平成28年度天理市一般会計補正予算(第3号)の要領について	332	23
・公示送達について	333	28
・放置自転車等の保管について	334	29
・放置自転車等の保管について	335	29
・公示送達について	336	29
・天理駅前広場自動車駐車場における駐車料の徴収委託事務について	337	30
・放置自転車等の保管について	338	30
・公示送達について	339	30
・放置自転車等の保管について	340	31
・放置自転車等の保管について	341	31
・公示送達について	342	31
・放置自転車等の保管について	343	32
・公示送達について	344	32
・違反広告物の保管について	345	32
・放置自転車等の保管について	346	33
・公示送達について	347	33
・公示送達について	348	33
・放置自転車等の保管について	349	33
・公示送達について	350	34
・放置自転車等の保管について	351	34
公 告	番号	頁数
・天理駅前広場自動車駐車場の指定管理者の指定について	42	34
・天理市トレイルセンターの指定管理者の指定について	43	35
教育委員会	番号	頁数
・臨時教育委員会の招集について	13	35
・定例教育委員会の招集について	14	35
農業委員会	番号	頁数

・農業委員会の招集について	10	35
公営企業	番号	頁数

・平成28年度下水道事業受益者負担金 賦課対象区域について【公告】	33	36
--------------------------------------	----	----

## 条 例

(平成28年 9 月26日 掲 示 済)

天理駅前広場条例をここに公布する。  
平成28年 9 月26日

天理市長 並 河 健

天理市条例第35号

天理駅前広場条例

天理駅前広場条例（平成14年12月天理市条例第33号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 本市のにぎわいづくり及び地域振興の拠点として、天理駅前において市の産業、文化及び観光の情報を発信し、多様な交流を促進するとともに、交通の利便及び安全かつ円滑な通行を確保するため、本市に駅前広場を設置する。

（名称、位置及び構成）

第2条 駅前広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
天理駅前広場	天理市川原城町803番地

2 天理駅前広場（以下「駅前広場」という。）は、イベント広場区域及び交通広場区域並びに地下通路で構成し、次に掲げる施設を置く。

- (1) イベント広場区域
  - ア 多目的広場
  - イ 野外ステージ
  - ウ 自動車駐車場
  - エ その他イベント広場区域に必要な施設
- (2) 交通広場区域
  - ア バスの停留所及び専用待機場
  - イ タクシーの発着場及び専用待機場
  - ウ その他交通広場区域に必要な施設
- (3) 地下通路  
（事業）

第3条 駅前広場は、にぎわいづくり及び地域振興に資する次に掲げる事業を行う。

- (1) 市の産業、文化及び観光の情報発信に関する事業
- (2) 多様な交流の促進に関する事業
- (3) その他駅前広場の設置目的を達成するために必要な事業  
（行為の禁止）

第4条 駅前広場においては、何人も次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する行為
- (2) 駅前広場の施設、設備等を損傷し、又は汚損する行為
- (3) その他駅前広場の管理上支障を及ぼすおそれのある行為  
（利用時間）

第5条 駅前広場の利用時間は、規則で定める。

（行為の制限）

第6条 駅前広場において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 興業、物品の販売等の営利を目的とした行為
- (2) 募金、広告物の配布その他これらに類する行為
- (3) その他市長が許可の必要があると認める行為

2 前項の許可を受けた者は、その許可に係る事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

3 市長は、第1項又は前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。  
（使用の許可）

第7条 駅前広場のうち、第2条第2項第1号ア及びイに掲げる施設は、地域振興に資すると認められる場合に、その全部又は一部を占有して使用することができる。

2 前項に規定する使用をしようとする者及び別表第2に掲げる設備を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。  
(使用時間)

第8条 第6条又は前条の許可(以下「使用許可」という。)により駅前広場を使用することができる時間は、午前8時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(使用期間)

第9条 使用許可に係る期間は、引き続き7日を超えることはできない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(許可の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、駅前広場の使用許可をしない。

(1) 第4条各号に掲げる行為があるとき。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。

(3) 管理上支障があるとき。

(4) その他不相当と認めるとき。

(使用料)

第11条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第1及び別表第2に定める使用料を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第12条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなくなったとき、その他市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用許可の取消し等)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) 関係法令又はこの条例及びこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。

(3) 使用許可の条件に違反したとき。

(4) 第10条各号のいずれかに該当することとなったとき。

(5) その他管理上不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により駅前広場の使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止した場合に使用者が損害を受けることがあっても、これに対しその賠償の責めを負わない。

(目的外使用等の禁止)

第15条 使用者は、使用許可を受けた目的以外に駅前広場を使用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備)

第16条 使用者が特別の設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復)

第17条 使用者は、使用を終了したとき(第14条第1項の規定により使用許可を取り消され、又は使用を停止されたときを含む。)は、直ちに施設、設備等を原状に回復しなければならない。

(指定管理者による管理)

第18条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、駅前広場の管理を指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

(業務の範囲)

第19条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 駅前広場の警備及び維持管理(大規模な改修に係るものを除く。)に関すること。

(2) その他駅前広場の管理に関し市長が必要と認める業務

(自動車駐車場の利用)

第20条 自動車駐車場を利用することができる自動車は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車とする。

2 自動車駐車場の駐車料は、別表第3のとおりとする。

(損害賠償等)

第21条 駅前広場の施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであると認めるときは、その原状回復義務又は賠償責任の全部又は一部を免除することができる。

(違反者に対する処置)

第22条 指定管理者は、第4条又は第20条の規定に違反した者に対し、違反行為の中止若しくは退去又は違反物件の撤去を求めるものとする。この場合において、指定管理者の求めに応じないときは、必要な処置を講ずるものとする。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成30年3月31日までの間の第11条に規定する使用料の額については、別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、無料とする。

別表第1 (第11条関係)

天理駅前広場施設使用料

(単位 円)

区分		8:00 ～ 13:00	13:00 ～ 17:00	17:00 ～ 21:00	8:00 ～ 21:00	超過料金1時 間につき	
第6条第1項第1号に掲げる行為による使用の場合	多目的広場	平日	1,120	900	1,200	3,220	250
	多目的広場	日曜日、土曜日及び休日	1,350	1,080	1,440	3,870	300
第7条の規定により占有して使用する場合	野外ステージ	平日	3,740	3,000	4,000	10,740	830
		日曜日、土曜日及び休日	4,500	3,600	4,800	12,900	1,000
	多目的広場(東側)	平日	1,870	1,500	2,000	5,370	420
		日曜日、土曜日及び休日	2,250	1,800	2,400	6,450	500
	多目的広場(西側)	平日	1,870	1,500	2,000	5,370	420
		日曜日、土曜日及び休日	2,250	1,800	2,400	6,450	500
	多目的広場(全面)	平日	3,740	3,000	4,000	10,740	830
		日曜日、土曜日及び休日	4,500	3,600	4,800	12,900	1,000

備考

- 1 「休日」とは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいい、「平日」とは日曜日、土曜日及び休日以外の日をいう。
- 2 1時間未満は、1時間とみなす。
- 3 「第7条の規定により占有して使用する場合」の多目的広場の使用料は、物品の販売を伴う場合に限るものとする。
- 4 野外ステージにおいて、入場料等を徴収する場合は、上記使用料の倍額とする。
- 5 入場料等を徴収する場合は、次の場合をいう。
  - (1) 入場料を徴収する場合
  - (2) 会費又は協力費を徴収する場合
  - (3) 商品等の売上高により招待券を発行する場合
  - (4) その他これらに準ずる場合

別表第2 (第11条関係)

天理駅前広場設備使用料

(単位 円)

品名	使用料4時間まで	超過料金1時間につき
電子ピアノ 1台	2,000	500
マイク・スピーカーセット一式	2,000	500
スポットライト 1台	1,000	250
プロジェクター・スクリーンセット一式	2,000	500

備考 1時間未満は、1時間とみなす。

別表第3 (第20条関係)

自動車駐車場の駐車料

(単位 円)

単位	駐車料
1台につき90分まで	無料
1台につき90分を超え、150分まで	400
1台につき150分を超える1時間ごと	200

(平成28年9月26日掲示済)

天理市空家等対策協議会条例をここに公布する。

平成28年9月26日

天理市長 並 河 健

天理市条例第36号

天理市空家等対策協議会条例

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、天理市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、空家等対策計画(法第6条第1項に規定する空家等対策計画をいう。)の作成及び変更並びに実施に関する協議を行う。

2 前項に規定するもののほか、協議会は、空家等(法第2条第1項に規定する空家等をいう。)の適正な管理に関する事項について、協議することができる。

(組織)

第3条 協議会は、委員8名以内で組織する。

2 委員は、市長のほか、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会の会議は、公開とする。ただし、会長が必要があると認めるときは、協議会に諮って会議を非公開とすることができる。

(意見聴取等)

第6条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に対して、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類を提出させることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、市長公室総合政策課において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

(天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年1月天理市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表中第56号を第57号とし、第50号から第55号までを1号ずつ繰り下げ、第49号の次に次の1号を加える。

50	空家等対策協議会の委員	日額	8,800	同上
----	-------------	----	-------	----

別表備考第3項中「第53号まで及び第56号」を「第54号まで及び第57号」に改める。

(平成28年 9月26日 掲示済)

天理市立公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成28年 9月26日

天理市長 並 河 健

天理市条例第37号

天理市立公民館条例の一部を改正する条例

天理市立公民館条例（昭和61年 3月天理市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「天理市櫛本町2064番地2」を「天理市櫛本町2460番地1」に改める。

附 則

この条例は、平成28年10月30日から施行する。

## 規 則

(平成28年 9月21日 掲示済)

天理市保育の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成28年 9月21日

天理市長 並 河 健

天理市規則第33号

天理市保育の利用に関する規則の一部を改正する規則

天理市保育の利用に関する規則（平成27年 3月天理市規則第6号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

希望する施設 (事業者)名	第1希望	(希望理由)
	第2希望	(希望理由)
	第3希望	(希望理由)

を

「

希望する施設 (事業者)名	第1希望	(希望理由)
	第2希望	(希望理由)
	第3希望	(希望理由)
	第4希望	(希望理由)
	第5希望	(希望理由)

に、

「

きょうだいで入所を 希望する場合 右の□にシ点を付けて ください	①希望保育所の中に揃って入所できる保育所がある場合
	<input type="checkbox"/> 希望順位にかかわらず、同一保育所を希望
	<input type="checkbox"/> 別々でも希望順位を優先
	②揃って入所できる保育所が無い場合
<input type="checkbox"/> 異なる保育所でも入所を希望	
<input type="checkbox"/> 揃って入所できないなら入所しない	
<input type="checkbox"/> 入所できるものだけでも入所を希望	

を

「

兄弟姉妹で入所を 希望する場合 右の□にシ点を付けて ください	①希望する施設の中に揃って入所できる施設がある場合
	<input type="checkbox"/> 希望順位にかかわらず、同一の施設を希望
	<input type="checkbox"/> 別々の施設でも希望順位を優先
	②希望する施設の中に揃って入所できる施設がない場合
	<input type="checkbox"/> 別々の施設でも入所を希望
	<input type="checkbox"/> 揃って入所できないなら入所しない
<input type="checkbox"/> 入所できる児童だけでも入所を希望	

に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の天理市保育の利用に関する規則の規定は、平成29年度以後の年度分の申請について適用し、平成28年度分までの申請については、なお従前の例による。

(平成28年 9月23日 揭示済)

大和都市計画事業山の辺第一工区土地区画整理事業保留地処分規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 9月23日

天理市長 並 河 健

天理市規則第34号

大和都市計画事業山の辺第一工区土地区画整理事業保留地処分規則の一部を改正する規則

大和都市計画事業山の辺第一工区土地区画整理事業保留地処分規則（平成18年10月天理市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第9条中「(最高制限価格を含む。第17条第1項及び第18条第1項において同じ。)」を削る。

第14条中「1人である」を「いないとき又は全ての入札者が第16条各号のいずれかに該当する」に改める。

第17条第1項中「の制限の範囲内の価格」を「以上」に改める。

第18条第1項中「の制限の範囲内」を「以上」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成28年 9月30日 揭示済)

天理市観光物産センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 9月30日

天理市長 並 河 健

天理市規則第35号

天理市観光物産センター条例施行規則の一部を改正する規則

天理市観光物産センター条例施行規則（平成24年 7月天理市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(開館時間及び休館日)

第2条 天理市観光物産センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前8時30分から午後8時までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

2 センターは、年中無休とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館することができる。

第3条から第5条までを削る。

第6条の前の見出し及び同条を削り、第7条に見出しとして「(遵守事項)」を付し、同条第4号及び第5号中「センターの職員」を「施設の管理者」に改め、同条を第3条とし、第8条を第4条とする。

様式第1号から様式第3号までを削る。

附 則

この規則は、平成29年 4月 1日から施行する。

(平成28年 9月30日 揭示済)

天理駅前広場条例施行規則をここに公布する。

平成28年 9月30日

天理市長 並 河 健

天理市規則第36号

天理駅前広場条例施行規則

天理駅前広場条例施行規則（平成15年 3月天理市規則第5号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、天理駅前広場条例（平成28年 9月天理市条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 天理駅前広場（以下「駅前広場」という。）の利用時間は、終日とする。ただし、地下通路の利用時間については、午前4時50分から翌日の午前0時50分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て利用時間を変更することができる。

(使用許可の申請)

第3条 条例第6条又は第7条の規定により駅前広場の使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、天理駅前広場使用許可（変更）申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、駅前広場を使用しようとする日又は駅前広場の使用を開始しようとする日（以下これを「使用日」という。）の7日前までに提出するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認

めるときは、この限りでない。

3 第1項の申請の受付は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間において行う。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 条例第6条の許可に係る申請 使用日の前1月

(2) 条例第7条の許可に係る申請 使用日の前6月

(使用許可書の交付等)

第4条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、関係機関による協議を行い、その内容が適当と認めるときは、天理駅前広場使用許可書(様式第2号)を交付するものとする。

2 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、施設を使用できなくなったときは、直ちに天理駅前広場使用取消届(様式第3号)に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

(使用許可の変更)

第5条 条例第6条第2項又は第7条第2項の規定により使用者が使用許可に係る事項を変更しようとするときは、速やかに天理駅前広場使用許可(変更)申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前条第1項の規定は、前項の規定による申請があった場合について準用する。

(使用料の減免)

第6条 使用料の減免を受けようとする者は、天理駅前広場使用料減免申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(使用許可の取消し)

第7条 市長は、条例第14条の規定により駅前広場の使用許可を取り消したときは、天理駅前広場使用許可取消通知書(様式第5号)により使用者に通知するものとする。

(特別の設備)

第8条 条例第16条の規定により特別の設備の許可を受けようとする使用者は、天理駅前広場特別設備許可申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。



様式第1号 (第3条、第5条関係)

天理駅前広場使用許可 (変更) 申請書

年 月 日

天理市長 様

申請者 住所  
 (団体名 )  
 (代表者) 氏名  
 (電 話 )

天理駅前広場の使用許可を次のとおり申請します。

行 事 名 称				
使 用 日 時	年 月 日 ( )	時から	時まで	
	年 月 日 ( )	時から	時まで	
使 用 区 分	<input type="checkbox"/> 行為使用 (条例第6条第1項の規定によるもの) <input type="checkbox"/> 占用使用 (条例第7条第1項の規定によるもの)			
使 用 施 設	<input type="checkbox"/> 野外ステージ <input type="checkbox"/> 多目的広場 ( <input type="checkbox"/> 東側 ・ <input type="checkbox"/> 西側 / <input type="checkbox"/> 全面 ) <input type="checkbox"/> その他 (行為使用に限る。)			
使 用 内 容				
設 備	<input type="checkbox"/> 電子ピアノ1台 <input type="checkbox"/> スポットライト ( ) 台 <input type="checkbox"/> マイク・スピーカーセット一式 <input type="checkbox"/> プロジェクター・スクリーンセット一式			
そ の 他 備 品	品 名	数 量	品 名	数 量
電 源 使 用	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	水 道 使 用	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
物 販	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	入 場 料	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
施 設 使 用 料	円	特 別 の 設 備	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
設 備 使 用 料	円	備 考 欄		
小 計	円			
減 免 額	円			
総 計	円			

- ※1 太枠中の必要事項を記入してください。
- 2 行事の企画書等使用内容の詳細が分かる書類を添付してください。
- 3 特別の設備をする場合は、特別設備許可申請書を併せて提出してください。
- 4 搬入、搬出等の作業を行う時間帯を備考欄に記入してください。

様式第2号（第4条関係）

天理駅前広場使用許可書

年 月 日

様

天理市長

印

年 月 日付けで申請のありました天理駅前広場の使用について、  
次のとおり許可します。

行事名称				
使用日時	年 月 日 ( ) 時から		時まで	
	年 月 日 ( ) 時から		時まで	
使用区分	<input type="checkbox"/> 行為使用（条例第6条第1項の規定によるもの） <input type="checkbox"/> 占用使用（条例第7条第1項の規定によるもの）			
使用施設	<input type="checkbox"/> 野外ステージ <input type="checkbox"/> 多目的広場（ <input type="checkbox"/> 東側 ・ <input type="checkbox"/> 西側 / <input type="checkbox"/> 全面 ） <input type="checkbox"/> その他（行為使用に限る。）			
使用内容				
設備	<input type="checkbox"/> 電子ピアノ1台 <input type="checkbox"/> スポットライト ( ) 台 <input type="checkbox"/> マイク・スピーカーセット一式 <input type="checkbox"/> プロジェクター・スクリーンセット一式			
その他備品	品名	数量	品名	数量
電源使用	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	水道使用	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
物販	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	入場料	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
施設使用料	円	備考欄		
設備使用料	円			
使用料小計	円			
減免額	円			
総計	円			
特別の設備	<input type="checkbox"/> 許可 ・ <input type="checkbox"/> 不許可			
許可の条件				

様式第3号（第4条関係）

天理駅前広場使用取消届

年 月 日

天理市長 様

申請者 住所  
(団体名 )  
(代表者) 氏名  
(電 話 )

年 月 日付けで天理駅前広場の使用許可を受けましたが、次の  
とおり取消しを届け出ます。

行 事 名 称	
使 用 日 時	年 月 日 ( ) 時から 時まで 年 月 日 ( ) 時から 時まで
使 用 区 分	<input type="checkbox"/> 行為使用 (条例第6条第1項の規定によるもの) <input type="checkbox"/> 占用使用 (条例第7条第1項の規定によるもの)
使 用 施 設	<input type="checkbox"/> 野外ステージ <input type="checkbox"/> 多目的広場 ( <input type="checkbox"/> 東側 ・ <input type="checkbox"/> 西側 / <input type="checkbox"/> 全面 ) <input type="checkbox"/> その他 (行為使用に限る。)
使用内容、設 備及びその 他 の 備 品	
取消しの理由	

様式第4号（第6条関係）

天理駅前広場使用料減免申請書

年 月 日

天理市長 様

申請者 住所  
(団体名 )  
(代表者) 氏名  
(電 話 )

次のとおり使用料の減免を申請します。

行 事 名 称	
使 用 日 時	年 月 日 ( ) 時から 時まで 年 月 日 ( ) 時から 時まで
使 用 区 分	<input type="checkbox"/> 行為使用 (条例第6条第1項の規定によるもの) <input type="checkbox"/> 占用使用 (条例第7条第1項の規定によるもの)
使 用 施 設	<input type="checkbox"/> 野外ステージ <input type="checkbox"/> 多目的広場 ( <input type="checkbox"/> 東側 ・ <input type="checkbox"/> 西側 / <input type="checkbox"/> 全面 ) <input type="checkbox"/> その他 (行為使用に限る。)
使用内容、設備及びその他の備品	
減免を申請する理由	
減免の金額	円

様式第5号（第7条関係）

天理駅前広場使用許可取消通知書

年 月 日

様

天理市長



年 月 日付けで許可した天理駅前広場の使用については、天理駅前広場条例第14条の規定により、次のとおり使用許可を取り消したので通知します。

行 事 名 称	
使 用 日 時	年 月 日 ( ) 時から 時まで 年 月 日 ( ) 時から 時まで
使 用 区 分	<input type="checkbox"/> 行為使用（条例第6条第1項の規定によるもの） <input type="checkbox"/> 占用使用（条例第7条第1項の規定によるもの）
使 用 施 設	<input type="checkbox"/> 野外ステージ <input type="checkbox"/> 多目的広場（ <input type="checkbox"/> 東側 ・ <input type="checkbox"/> 西側 / <input type="checkbox"/> 全面 ） <input type="checkbox"/> その他（行為使用に限る。）
使用内容、設備及びその他の備品	
取 消 し 理 由	

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第6号（第8条関係）

天理駅前広場特別設備許可申請書

年 月 日

天理市長 様

申請者 住所  
          (団体名                 )  
(代表者) 氏名  
          (電 話                 )

次のとおり特別の設備をしたいので申請します。

設備内容、使用備品等を具体的に記入してください。

※ 特別の設備に関する設計図面等を添付してください。

(平成28年9月30日揭示済)

天理市文化センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成28年9月30日

天理市長 並 河 健

天理市規則第37号

天理市文化センター条例施行規則の一部を改正する規則  
天理市文化センター条例施行規則（平成27年3月天理市規則第12号）の一部を次のように改正する。  
第8条第3項第1号中「前6月」を「前1年」に改める。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

(平成28年10月3日揭示済)

天理市建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成28年10月3日

天理市長 並 河 健

天理市規則第38号

天理市建設工事執行規則の一部を改正する規則  
天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）の一部を次のように改正する。  
様式第4号建設工事請負契約書第36条に次のただし書を加える。  
ただし、中間前払金を除く前払金については、前払金の100分の25を超える額を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の天理市建設工事執行規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。

## 訓令甲

(平成28年9月28日揭示済)

天理市訓令甲第8号

天理市臨時職員等取扱要綱（平成4年6月天理市訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。  
平成28年9月28日

天理市長 並 河 健

別表中「5,800円」を「5,910円」に改める。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

## 告 示

(平成28年9月6日揭示済)

天理市告示第313号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。  
なお、この公示送達に係る関係書類は、本市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者からの交付の申出があればいつでも交付する。

平成28年9月6日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略  
(注意) 介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成28年9月6日揭示済)

天理市告示第314号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があ

ればいつでも交付する。  
平成28年9月6日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成28年9月6日揭示済)

天理市告示第315号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年9月6日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成28年9月6日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成28年9月6日から平成28年11月5日まで(毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
  - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- 6 返還時に必要なもの
  - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの(運転免許証・学生証・保険証等)
  - (2) 移動・保管費用(1台につき)
    - ア 移動費 2,050円
    - イ 保管費 1,020円(ただし、移動日から14日以内は無料)
- 7 連絡先  
天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778  
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成28年9月7日揭示済)

天理市告示第316号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年9月7日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成28年9月7日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成28年9月7日から平成28年11月6日まで(毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)



- (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間  
(以下 略)

(平成28年9月8日揭示済)

天理市告示第317号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年9月8日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成28年9月8日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成28年9月8日から平成28年11月7日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年9月9日揭示済)

天理市告示第318号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年9月9日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成28年9月9日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成28年9月9日から平成28年11月8日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年9月12日揭示済)

天理市告示第319号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年9月12日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成28年9月12日
  - 3 移動対象区域  
天理市川原城町110番地先放置禁止区域外
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成28年9月12日から平成28年11月11日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年9月12日揭示済)

天理市告示第320号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年9月12日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成28年9月12日
  - 3 移動対象区域  
天理市守目堂町84番地1先放置禁止区域外
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成28年9月12日から平成28年11月11日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年9月12日揭示済)

天理市告示第321号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年9月12日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成28年9月12日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年9月12日から平成28年11月11日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年9月13日揭示済)

天理市告示第322号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年9月13日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成28年9月13日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年9月13日から平成28年11月12日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年9月14日揭示済)

天理市告示第323号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年9月14日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成28年9月14日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年9月14日から平成28年11月13日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年9月15日揭示済)

天理市告示第324号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転

車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年9月15日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成28年9月15日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成28年9月15日から平成28年11月14日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年9月15日揭示済)

天理市告示第325号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年9月15日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成28年9月15日
  - 3 移動対象区域  
天理市上ノ庄町124番地1先放置禁止区域外
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成28年9月15日から平成28年11月14日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年9月15日揭示済)

天理市告示第326号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年9月15日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日  
平成28年9月15日
- 3 移動対象区域

天理市守目堂町89番地先放置禁止区域外

- 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設

- 5 返還期間及び返還時間

- (1) 返還期間

平成28年9月15日から平成28年11月14日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

- (2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年9月16日揭示済)

天理市告示第327号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年9月16日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

- 2 移動日  
平成28年9月16日

- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

- 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設

- 5 返還期間及び返還時間

- (1) 返還期間

平成28年9月16日から平成28年11月15日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

- (2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年9月20日揭示済)

天理市告示第328号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条の規定により、下記のとおり違反広告物を保管したので告示する。

平成28年9月20日

天理市長 並 河 健

整理番号	名称	種類	数量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
1	不動産 (090-5641-1620)	立看板	1	指柳町	H28.9.7	H28.9.7	市役所 地下駐車場
2	不動産 (090-5641-1620)	立看板	1	富堂町			

連絡先 天理市建設部まちづくり計画課 0743-63-1001（内線330）

(平成28年9月20日揭示済)

天理市告示第329号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年9月20日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成28年9月20日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成28年9月20日から平成28年11月19日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年9月21日揭示済)

天理市告示第330号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年9月21日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成28年9月21日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成28年9月21日から平成28年11月20日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年9月23日揭示済)

天理市告示第331号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年9月23日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成28年9月23日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年9月23日から平成28年11月22日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年9月26日揭示済)

天理市告示第332号

平成28年9月26日付で議決のあった平成28年度天理市一般会計補正予算（第3号）等の要領は、次のとおりである。

平成28年9月26日

天理市長 並 河 健

平成28年度天理市一般会計補正予算（第3号）

平成28年度天理市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ93,325千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,764,993千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		3,912,649	11,600	3,924,249
	2 国庫補助金	869,742	11,600	881,342
15 県支出金		1,740,907	61,683	1,802,590
	2 県補助金	457,029	60,290	517,319
	3 委託金	131,327	1,393	132,720
18 繰入金		877,610	11,901	889,511
	2 特別会計繰入金	0	11,901	11,901
19 繰越金		213,713	7,952	221,665
	1 繰越金	213,713	7,952	221,665

款	項	補正前の額	補正額	計
20 諸収入		千円 401,618	千円 189	千円 401,807
	5 雑入	230,256	189	230,445
歳 入 合 計		25,671,668	93,325	25,764,993

## 2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		千円 275,492	千円 6,082	千円 281,574
	1 議会費	275,492	6,082	281,574
2 総務費		2,795,338	77,661	2,872,999
	1 総務管理費	2,209,258	84,224	2,293,482
	2 徴税費	312,393	△15,920	296,473
	3 戸籍住民基本台帳費	191,446	8,154	199,600
	5 統計調査費	12,332	△5,234	7,098
	6 監査委員費	19,930	6,437	26,367
3 民生費		10,003,856	325	10,004,181
	1 社会福祉費	4,400,183	△19,313	4,380,870

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 児童福祉費	千円 4,364,870	千円 19,638	千円 4,384,508
4 衛生費		1,730,113	△75,857	1,654,256
	1 保健衛生費	567,440	△19,078	548,362
	2 清掃費	1,162,673	△56,779	1,105,894
5 労働費		48,847	14,289	63,136
	1 労働諸費	48,847	14,289	63,136
6 農林費		329,074	15,960	345,034
	1 農業費	309,313	15,960	325,273
7 商工費		179,996	23,073	203,069
	1 商工費	179,996	23,073	203,069
8 土木費		4,116,667	40,311	4,156,978



	1 土木管理費	139,673	△834	138,839
	2 道路橋りょう費	577,916	△2,038	575,878
	4 都市計画費	3,230,019	39,081	3,269,100
	5 住宅費	113,033	4,102	117,135
9 消防費		882,310	189	882,499
	1 消防費	882,310	189	882,499
10 教育費		2,607,338	△10,252	2,597,086
	1 教育総務費	375,529	△2,353	373,176
	2 小学校費	867,712	3,227	870,939
	3 中学校費	264,741	4,903	269,644
	4 幼稚園費	603,418	△19,004	584,414
	5 社会教育費	495,938	2,975	498,913

款	項	補正前の額	補正額	計
13 諸支出金		16,570 <sup>千円</sup>	1,544 <sup>千円</sup>	18,114 <sup>千円</sup>
	1 公営企業費	16,570	1,544	18,114
歳 出 合 計		25,671,668	93,325	25,764,993

第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
小学校給食調理業務委託事業	平成28年度から平成29年度まで	12,000 <sup>千円</sup>

## 平成28年度天理市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成28年度天理市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,876千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,660,276千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		1,921,240	864	1,922,104
	2 国庫補助金	561,611	864	562,475
9 繰入金		495,582	2,012	497,594
	1 他会計繰入金	495,582	2,012	497,594
歳 入 合 計		7,657,400	2,876	7,660,276

## 2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		150,746	2,876	153,622
	1 総務管理費	126,941	2,876	129,817
歳 出 合 計		7,657,400	2,876	7,660,276

平成28年度天理市介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成28年度天理市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44,342千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,974,942千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		1,174,854	416	1,175,270
	1 国庫負担金	873,273	416	873,689
5 支払基金交付金		1,348,505	5,110	1,353,615
	1 支払基金交付金	1,348,505	5,110	1,353,615
6 県支出金		699,857	880	700,737
	1 県負担金	686,572	880	687,452
9 繰越金		1	37,936	37,937
	1 繰越金	1	37,936	37,937
歳 入 合 計		4,930,600	44,342	4,974,942

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 基金積立金		1,747	26,621	28,368
	1 基金積立金	1,747	26,621	28,368
6 諸支出金		950	17,721	18,671
	1 償還金及び還付加算金	950	6,806	7,756
	2 繰出金	0	10,915	10,915
歳 出 合 計		4,930,600	44,342	4,974,942

平成28年度天理市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成28年度天理市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ986千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ705,986千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		千円 1	千円 986	千円 987
	1 繰越金	1	986	987
歳 入 合 計		705,000	986	705,986

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 諸支出金		千円 2,050	千円 986	千円 3,036
	2 繰出金	0	986	986
歳 出 合 計		705,000	986	705,986

（平成28年9月26日揭示済）

天理市告示第333号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者からの交付の申出があればいつでも交付する。

平成28年9月26日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成28年9月26日揭示済)

天理市告示第334号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年9月26日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成28年9月26日

3 移動対象区域

天理市前栽町170番地1先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年9月26日から平成28年11月25日まで(毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年9月26日揭示済)

天理市告示第335号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年9月26日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成28年9月26日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年9月26日から平成28年11月25日まで(毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年9月27日揭示済)

天理市告示第336号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成28年9月27日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

（平成28年9月27日揭示済）

天理市告示第337号

天理駅前広場自動車駐車場における駐車料の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の徴収事務を下記の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年9月27日

天理市長 並 河 健

記

受託者 天理市川原城町803番地  
一般社団法人 天理市開発公社 理事長 藤井 純一  
委託事務の範囲 天理駅前広場自動車駐車場における駐車料の徴収事務

（平成28年9月27日揭示済）

天理市告示第338号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年9月27日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成28年9月27日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成28年9月27日から平成28年11月26日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- （以下 略）

（平成28年9月27日揭示済）

天理市告示第339号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者からの交付の申出があればいつでも交付する。

平成28年9月27日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成28年 9月28日 揭示済)

天理市告示第340号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年9月28日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日  
平成28年9月28日
- 3 移動対象区域  
天理市田井庄町696番地先北側放置禁止区域外
- 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成28年9月28日から平成28年11月27日まで(毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
  - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間(以下 略)

(平成28年 9月29日 揭示済)

天理市告示第341号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年9月29日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成28年9月29日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成28年9月29日から平成28年11月28日まで(毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
  - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間(以下 略)

(平成28年 9月30日 揭示済)

天理市告示第342号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困

難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者からの交付の申出があればいつでも交付する。

平成28年9月30日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

（平成28年9月30日揭示済）

天理市告示第343号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年9月30日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成28年9月30日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成28年9月30日から平成28年11月29日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- （以下 略）

（平成28年10月3日揭示済）

天理市告示第344号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成28年10月3日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

（平成28年10月3日揭示済）

天理市告示第345号

野外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条の規定により、下記のとおり違反広告物を保管したので告示する。

平成28年10月3日

天理市長 並 河 健

整理番号	名称	種類	数量	設置場所	除去日	保管開始日	保管場所
1	AOZORAHOME	立看板	1	櫛本町	H28.9.24	H28.9.29	市役所地下駐車場

連絡先 天理市建設部まちづくり計画課 0743-63-1001（内線330）



(平成28年10月3日揭示済)

天理市告示第346号

天理市自転車等駐車場条例（平成13年9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年10月3日

天理市長 並 河 健

- 1 撤去理由  
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 撤去日  
平成28年9月30日
- 3 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成28年10月3日から平成29年3月31日まで
  - (2) 返還時間  
自転車等駐車場の営業時間
- 4 返還時に必要なもの
  - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
  - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 5 連絡先  
ミディ総合管理（株） 電話 06-4399-9088  
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成28年10月4日揭示済)

天理市告示第347号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成28年10月4日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成28年10月4日揭示済)

天理市告示第348号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成28年10月4日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成28年10月4日揭示済)

天理市告示第349号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年10月4日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成28年10月4日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成28年10月4日から平成28年12月3日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年10月5日揭示済)

天理市告示第350号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者からの交付の申出があればいつでも交付する。

平成28年10月5日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(平成28年10月5日揭示済)

天理市告示第351号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年10月5日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成28年10月5日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成28年10月5日から平成28年12月4日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

公 告

(平成28年9月26日揭示済)

天理市公告第42号

天理駅前広場自動車駐車場の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年6月天理市条例第27号）第10条の規定に基づき公告する。

平成28年9月26日

天理市長 並 河 健

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び位置  
名称 天理駅前広場自動車駐車場  
位置 天理市川原城町803番地
- 2 指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地  
名称 一般財団法人 天理市開発公社  
代表者 理事長 藤井純一  
主たる事務所の所在地 天理市川原城町680番地
- 3 指定期間 平成28年10月1日から平成31年3月31日まで

(平成28年9月26日揭示済)

天理市公告第43号

天理市トレイルセンターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年6月天理市条例第27号）第10条の規定に基づき公告する。

平成28年9月26日

天理市長 並 河 健

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び位置  
名称 天理市トレイルセンター  
位置 天理市川柳本町577番地1
- 2 指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地  
名称 有限会社OFFICE KATSUI  
代表者 代表取締役 勝井 景介  
主たる事務所の所在地 大阪府中央区東心斎橋一丁目2番17
- 3 指定期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

## 教育委員会

(平成28年9月13日揭示済)

天教告示第13号

平成28年9月20日午後3時30分から9月臨時教育委員会を天理市役所に招集する。

平成28年9月13日

天理市教育委員会  
教育長 森 継 隆

(平成28年10月3日揭示済)

天教告示第14号

平成28年10月6日午後3時から10月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成28年10月3日

天理市教育委員会  
教育長 森 継 隆

## 農業委員会

(平成28年9月27日揭示済)

天農委告示第10号

平成28年10月7日午後2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成28年9月27日

天理市農業委員会  
会長 藏 本 純 次

- 議案第1号 農地法第3条に関する申請について  
議案第2号 農地法第4条に関する申請について  
議案第3号 農地法第5条に関する申請について

- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について  
議案第5号 農用地利用配分計画について  
議案第6号 その他  
①市街化区域の専決処分について（報告）  
②相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について

## 公営企業

(平成28年9月13日揭示済)

天理市上下水道局公告第33号

平成28年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成28年9月13日

天理市上下水道事業管理者  
藤田俊史

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域（町名）
櫛本北第12-1 処理分区	二階堂上ノ庄町の一部